

静岡県公立小中学校教員採用候補者 様
静岡県公立小中学校事務職員採用候補者 様
静岡県公立小中学校学校栄養職員採用候補者 様
静岡県公立小中学校任期付職員採用候補者 様

静岡県教育委員会
静岡教育事務所長

給与等口座振込に係る書類の作成について（依頼）

このことについて、下記のとおり処理願います。

記

1 給与等口座振込の実施について

本県では、職員への給与等の支給について、別紙1「給与等の口座振込実施要綱」に基づき、本人の希望により口座振込を実施しています。

給与等の口座振込は、給与支給事務における現金搬送に伴う事故防止及び効率化を図るために実施していますので、趣旨を理解の上、次のとおり対応願います。

- (1) 提出書類 ア 「給与等口座振込の口座登録申出書（様式3）」・・・全員
 ※別紙2を参照し、作成する。
 イ 当該口座の通帳の写し・・・該当者のみ
 ※金融機関にて「給与等口座振込の口座登録申出書（様式3）」
 へ口座確認印を受けた場合は提出不要。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和2年4月1日（水）
- (4) 提出先 配属となった学校の事務担当者
- (5) その他 不明な点は、担当に問い合わせる。

2 公立学校共済組合に係る確認書類持参について

地方公務員の共済制度（社会保険制度）は、地方公務員法第43条及び地方公務員等共済組合法により定められています。公立学校等に勤務する職員は公立学校共済組合の組合員となります。

採用に伴い、地方公務員等共済組合法第3条第1項第2号により、公立学校共済組合の組合員としての資格取得手続きを行うこととなりますが、その際、資格取得届出書に基礎年金番号を記入する必要があります。

ついては、令和2年4月1日（水）に配属となった学校へ赴く際、基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書の写し等）を持参願います。

（ただし、未成年等で基礎年金番号が付与されていない方は、この限りではありません。）

担 当 総務課総務班
電話番号 0537-62-1112

別紙 1

給与等の口座振込実施要綱（抜粋）

第1 目的

この要綱は、給与支給事務における現金搬送に伴う事故を防止し、給与支給事務の能率化等を図るため、職員の給与等の口座振込の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象職員

口座振込による給与の支給（以下「給与振込」という。）の対象となる職員は、電子計算組織処理により給与を支給されている職員のうち、給与振込を希望するものとする。

第3 対象給与等

給与振込の対象となる給与等は、次に掲げるものとする。

- (1) 毎月支払う給料その他の給与
- (2) 期末手当及び勤勉手当
- (3) 給与改定等に伴う差額
- (4) 年末（再）調整に伴う所得税過納額還付金（以下、「還付金」という。）

第4 申出方法等

給与振込の申出は、給与振込を希望する職員が別に定める様式により、必要な事項を所属長に申し出ることにより行うものとする。申し出の時期は、原則として毎年4月又は10月とする。

第5 振込方法

給与振込による振込方法は次に掲げる方法とする。ただし、給与改定等に伴う差額及び還付金については、(1)の方法により行うものとする。

- (1) 全額振込
- (2) 一定額受領（千円単位）残額振込
- (3) 端数振込（千円未満）

第6 振込先金融機関

給与振込の振込先金融機関は、指定（指定代理）金融機関と為替取引のある金融機関の本店及び支店とする。

第7 指定口座

給与振込の指定口座は、職員の指定する職員名義の1又は2の預金口座とし、その預金種別は普通預金（総合口座を含む。）又は当座預金とする。ただし、給与改定等に伴う差額及び還付金については、職員の指定する職員名義の1又は2の預金口座のうち、職員の指定するいずれかの預金口座とする。

第8 振込方法等の変更

振込方法、振込先金融機関、指定口座、名義及び振込額の変更は、年度中途の異動、転居等やむを得ない場合を除き、原則として4月又は10月とする。

第9 引き出し期間

振り込まれた給与は、やむを得ないと認められる事情がある場合を除き、当該給与の支給日の午前10時以降にその金額を引き出せるようにするものとする。

第10 振込不能の取扱い

給与振込が不能になった場合の当該職員の給与は、資金前渡の方法により支給する。ただし、次に掲げる事由に該当し、当該職員の本人口座であると確認された場合に限り、当該口座へ振り込む方法により支給する。

- (1) 婚姻等による氏名相違
- (2) 口座番号相違（口座登録申出書に誤りのない場合に限る）

別紙2

作成方法

- ① 氏名・フリガナ・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号を通帳で確認し記入、押印する。
- ② 記入した「給与等口座振込の口座登録申出書（様式3）」を金融機関に持参し、口座確認印を受ける。又は、記入した「給与等口座振込の口座登録申出書」（様式3）と当該口座の通帳の写しを4月1日に配属校へ持参し、校長の確認印を受ける。

注意事項

- ・ 県外の漁業協同組合は指定できない。
- ・ インターネットバンキング等、通帳の無い口座への振込を希望する場合には、必ず「給与等口座振込の口座登録申出書」（様式3）に金融機関の口座確認印を受ける。（カードの写しは不可）
- ・ 預金種別は、普通預金（総合口座を含む。）又は当座預金に限る。
- ・ 預金口座の名義は、職員本人に限る。

様式3

記入例

給与等口座振込の口座登録申出書

静西教育事務所長 様

令和2年 4月 1日

新規申出
 変更申出
 取消

下記のとおり

配属後に配属校で記入する。

(本人) 申出人	所属コード	所属名		44
	0000123456	000立000学校		
(本人) 口座	氏名	フリガナ セイセイ タロウ 静西 太郎	職員番号	00654321
		<input checked="" type="radio"/>		
(本人) 第二口座	金融機関名	〇〇銀行	支店名	△△支店
	コード	コードは金融機関に記入を依頼する		
	預金種別	普通 当座	口座番号	0 0 0 1 2 3 4
(本人) 第二口座	金融機関名		支店名	口座確認印
	コード			
	預金種別	普通 当座	口座番号	

金融機関にて口座確認印を受ける

右詰めで記入

通帳での確認の場合は、配属後に配属校で記入する。

本人名義の口座であること
 県外の漁業協同組合は指定できない
 通帳等で必ず確認すること

(注) 1. 新規申出・変更申出・取消のいずれか該当するものを○で囲むこと。
 2. 氏名のフリガナは給与支給明細書に印字されたもので、預金通帳の名義の読み方と同一とすること。
 3. 預金種別は、該当するものを○で囲むこと。
 4. 口座確認印は、金融機関で受けること。
 5. 金融機関コード(全銀協コード)は、振込金融機関で記入する。
 6. 口座番号の記入は、右詰めとすること。